



「基礎的研究推進事業の課題評価の方法に関する達」 抜粋

平成10年6月3日
平成10年達第4号

(評価の実施時期)

第3条 評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (3) 事後評価
研究終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事後評価)

第7条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
研究の実施状況、研究成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
ア 外部発表（論文、口頭発表等）、特許、研究を通じての新たな知見の取得等の研究成果の状況
イ 得られた研究成果の科学技術への貢献
ウ 相手機関との研究交流状況（国際共同研究事業に限る。）
なお、上記アからウの具体的基準については、研究成果等の水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者が事業団と調整の上決定する。
- (3) 評価者
ア 創造科学技術推進事業及び国際共同研究事業
研究プロジェクト毎に、事業団が選任する外部の専門家が行う。
- (4) 評価の手続き
評価者が、創造科学推進事業にあつては総括責任者、戦略的基礎研究推進事業にあつては研究代表者、個人研究推進事業にあつては個人研究者、国際共同研究事業にあつては日本側代表研究者等からの報告を基に評価を行う。また、研究終了時に事業団が開催する報告会等の参加者の意見を評価の参考とする。

This page updated on May 12, 2000
Copyright(C) 2000 Japan Science and Technology Corporation.
www-pr@jst.go.jp

[← 前へ戻る](#)